

2. 再資源化支援部不法投棄(4・5号)業務

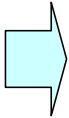
○自動車リサイクル法における規定事項

○業務の対象

【自動車リサイクル法第106条4号5号】

<4号>
使用済自動車、解体自動車若しくは特定再資源化等物品又はこれらの処理に伴って生じた廃棄物が不適正に処分された場合において、廃棄物処理法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこと。

<5号>
前号に規定する場合において、廃棄物処理法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定により地方公共団体の長が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施すること。



	4号業務	5号業務	(参考) 3号業務
支援先 (※1)	地方公共団体 (都道府県等)	地方公共団体 (都道府県等)	離島地域市町村
支援対象	不適正処分された廃棄物 (※2)の生活環境保全上の 支障の除去作業の代執行 費用	左記で撤去した廃棄物 の処理	使用済自動車の 引渡しのための運 搬等の支障除去 の措置費用
支援業務	資金出えん	引き取り、再資源化の 実施	資金出えん
対象廃棄物	使用済自動車	—	使用済自動車
	解体自動車	解体自動車	—
	特定再資源化等物品 (フロン類、エアバッグ、 ASR)	特定再資源化等物品 (フロン類、エアバッグ、 ASR)	—
	上記の処理に伴って 生じた廃棄物	—	—

(参考)
《廃棄物処理法第十九条の七第一項》
市町村の一般廃棄物不適正処分による支障の除去(代執行による撤去)等の権限

《同上第十九条の八第一項》
都道府県、政令市の産業廃棄物不適正処分による支障の除去(代執行による撤去)等の権限

※本業務はリサイクル料金の剰余金を原資として行なう。(なお、剰余金出えん対象業務は弊部4号・5号業務の他に、資金管理業務の実施費用、弊部3号業務、情報管理センター業務の実施費用等があり、資金管理業務諮問委員会にて、その割振りは前年度末迄に決定される)

※4号業務の資金出えん先は、資金管理業務諮問委員会の下部組織である離島対策等検討会(弊部が事務局)にて、弊部3号業務の資金出えん先と併せて、審議・決定される。

※1: 支援先の地方公共団体は、産業廃棄物の不適正処分に対して代執行による撤去等の権限をもつ都道府県(政令市を含む)が主となる。法規定上は一般廃棄物の代執行を行う市町村も支援先の対象となるが、これらの案件発生は稀であると想定。

※2: 不適正処分された状態とは、許可事業者のヤードにおける保管基準違反、公有地、路上、私有地(借地を含む)への不法投棄などを指す。